

令和4年11月30日

さくら保育園での不適切な保育の対応

(健康福祉部こども未来課)

さくら保育園（設置者：社会福祉法人 桜愛会）で不適切な保育が行われているとの市民からの通報を受け、通報者に配慮しつつ是正指導等を行った。

1 通報日時 8月17日(水) 午後4時

2 通報内容

さくら保育園の1歳児クラスで、3人の保育士が不適切な保育を行っている。

3 市の主な対応

8月17日 市：通報を受け、通報者と面会

8月18日 市：通報者と面会

市から園への指導を22日に実施することを決定。

8月22日 市：園長と面談

通報者が不利益な取扱いを受けないよう配慮しつつ、以下の事項を園に指導。

(1) 園児が適正な環境で保育を受けられる措置を早急にとること。

(2) 通報の内容について、事実関係を調査し、対応を報告すること。

(3) 調査の実施にあたり、通報者等の秘密事項がもれないようにすること。

(4) 通報者の保護は事業者の責務であり、通報者が不利益な扱いを受けることがないよう保護すること。(通報者が誰か詮索しないこと、通報者が誹謗・中傷を受けることがないようにすること)

(5) 調査結果、対応(再発防止策の策定等)をまとめ報告すること。

(6) 園児、保護者等への適切な対応をとること。

同日 園：不適切保育の確認

市：園から3名の保育士が通報された事案を認めた報告を受ける

8月23日 園：該当保育士を異動

24日 園：保育士等へのヒアリング実施、3名の保育士を自宅待機

25日 園：保育士等へのヒアリング実施

市：園から調査報告書受領

- 26日 園：職員会議実施(再発防止策・改善策)
- 30日 市：通報者と面談 状況報告
- 31日 市：園長と面談
- 9月9日 園：3名の保育士への処分決定
市：園から再発防止策実施の報告あり
- 10日 園：職員会議 全職員へ周知
- 16日 市：通報者と面談
以後、変更がない限り通報者への報告はしないこと了解。
- 9月20日 市：処分に不服の保育士1名からの連絡を受けて面会
- 21日 市：園長と面談
- 11月16日 市：園長と面談
その後の報告がないことを指摘。県に報告する旨を伝達。
- 同日 市：通報者と面談 県に報告する旨を伝達。
- 17日 市：法人関係者から保護者説明会を実施する報告を受ける
- 21日 市：園長より説明会の内容説明
- 28日 市：市長への報告 記者会見実施の決定
- 30日 市：記者会見実施

4 園が確認し、報告を受けた不適切な保育の内容

- 1歳児クラスを担当している6人の保育士のうち、3人の保育士(正規1、臨時1、派遣1)が、不適切な保育を実施していたことを園が確認した。
- (1)ロッカーに入って泣いている園児の姿を携帯電話(個人所有)で撮影
 - (2)園児の頭をバインダーでたたき泣かせる
 - (3)棚に入った園児の足をつかんで引っ張り出し、足をつかみ宙づりにする
 - (4)予め遅刻する旨連絡のあった園児に対し、腕を引っ張り「遅いんだよ」と怒鳴る
 - (5)午睡時、寝かせつけた園児に対し、「ご臨終です」と何度も発言
 - (6)泣かない園児に対し、額をたたき無理やり泣かせようとする
 - (7)昼食時に園児を怒鳴りつけ、ほほをつねる
 - (8)日常的に、特定の園児に対し、にらみつけ声を荒げ、ズボンを無理やりおろす
 - (9)園児を宙づりにした後、真っ暗な排泄室に放置
 - (10)園児の容姿を馬鹿にした呼びかけ(ブス、デブ等)、暴言を浴びせる
 - (11)手足口病の症状のある園児のお尻を、無理やり他の園児に触らせる
 - (12)給食を食べない園児に対し、突然、後ろから頭をたたく
 - (13)不適切な発言をして、玩具が入っている倉庫に閉じ込める

- (14) 園児に対し、カッターナイフをみせ脅す
- (15) 丸めたゴザで園児の頭をたたく

5 これまでの園の対応

- (1)内部調査チームを設置し、さくら保育園の保育士 44 人(全 49 人)からヒアリングを実施し、不適切な保育の内容を確認【8月25日】
- (2)不適切な保育を実施していた職員については、調査開始時に配置換え、出勤停止により、適正な保育環境を確保【8月23日・24日】
- (3)不適切な保育を行っていた保育士について、2人は出勤停止後、勧奨退職、派遣職員はけん責処分とした。園長は、10%減給1ヶ月とした。【9月9日】
- (4)職員会議を開催し、全保育士に対し不適切な保育が行われていたことを周知するとともに、再発防止策（チェックシートの活用、相談しやすい体制の整備、意識改革等）を定め職員に周知【9月9日】
- (5)保護者説明会の開催（対象：1歳児クラスの保護者）【11月29日】

6 今後の市の対応

- (1)記者会見の開催
- (2)園が被害児童及び保護者に個別謝罪を行うよう指導
- (3)被害関係者及び園関係者の心のケア
- (4)正常な保育への回復および監査体制の整備
- (5)特別指導監査の実施（県健康福祉部と共同で実施する方向性で調整中）